

# 会津若松市 浄化槽設置の補助金制度について

市では、公共用水域の水質汚濁防止を図るため、浄化槽を設置する方に対し、申請により設置費用の一部を補助する制度があります。

## 1. 補助の対象となる区域及び経費

- ・下水道の計画がある区域で、下水道整備が7年以上見込めない区域。  
※事前確認済の場合でも、申請時において補助対象区域か判断いたします。
- ・補助金交付事業及び個別生活排水事業で、既存の建物に居住し、単独処理浄化槽を撤去し、浄化槽を設置した場合の撤去及び宅内配管に要する経費。

## 2. 補助の対象となる浄化槽

日常的に居住又は事業用に供する建物に接続する10人槽以下の浄化槽であること。  
※別荘や倉庫用途等の建物に接続する浄化槽や、市の補助交付決定通知書を受ける前に浄化槽設置工事を行なった場合は補助を受ける事ができません。

## 3. 補助金の限度額

### ① 以下の条件を全て満たす場合の限度額

- (1) 既存の建物の一部又は全部が残されること。
- (2) 住宅等の住居部分に係る延べ床面積が、当該住宅等の延べ床面積の1/2以上であること。
- (3) 単独処理浄化槽又は汲取り便槽を廃止して、浄化槽を使用すること。

※申請のあった場所を市職員が現地確認します、既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽を全部もしくは一部の撤去工事を既に行った場合、または既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽の設置を目視で確認出来ない場合は条件に該当しません。

5人槽	➡	390,000円
7人槽	➡	474,000円
10人槽	➡	660,000円

### ② ①の全ての条件に該当しない住宅等に浄化槽を接続する場合の限度額。

5人槽	➡	195,000円
7人槽	➡	237,000円
10人槽	➡	330,000円

### ③ ①に該当する浄化槽設置の際、既存のくみ取り便槽及び単独処理浄化槽の撤去を行う場合、次の条件に応じて、撤去費用への補助も行います。

※撤去とは、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽本体及び付帯する構造物を全て地中から取り出し、構造物を埋め殺ししない事をさし、またその構造物を産業廃棄物として適切な処分を行ったことが確認できるものに限りします。

a くみ取り便槽を撤去した場合	90,000円
b 単独処理浄化槽を撤去し浄化槽を設置した場合	120,000円
c 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を撤去し、浄化槽を設置した場合の宅内配管工事	<u>300,000円</u>

※ b, c 撤去費及び宅内配管工事費は、補助金事業及び個別生活排水事業に適用になります。

#### 4. 申請受付時期

毎年4月10日前後に申し込みを開始いたしますが、国・県の補助事業のため、内示前の受付はできませんので、申請の際にはお問い合わせください。

また、年度毎に予算額に達すると終了となりますので、早めに申請してください。

ただし、浄化槽設置届を提出して浄化槽法で定める審査期間を経過してから申請を行なってください。

#### 5. 浄化槽法7条検査の検査手数料を前納していただきます。

実績報告書の添付書類として、福島県浄化槽協会発行の検査手数料の領収書等の写しが必要となります。

浄化槽法7条検査申込はがきを福島県浄化槽協会会津支部に持参し、その場で検査手数料(1万円)を納めていただくか、福島県浄化槽協会発行の検査手数料の納付書で金融機関の窓口で納めてください。

(福島県浄化槽協会会津支部 会津若松市インター西13-2 磐梯貨物アピオセンター205号室 電話0242-22-6867)

#### 6. 補助金の交付決定には条件が付されます。

- 浄化槽法に準じた適切な浄化槽維持管理を行なうこと。
- 下水道が整備された場合、遅滞なく浄化槽を廃止して下水道へ接続すること。
- 条件に違反した場合、補助金の全額、もしくは一部返還を命じる場合があります。

#### 7. この事業は申請のあった年度内に浄化槽設置工事を完了させる必要があります。

当該年度の3月15日までに実績報告を提出し、当該年度の3月末日(土日を除く)までに竣工検査を受けないと補助金が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、詳しくは下記までお問い合わせください。

会津若松市 上下水道局 下水道施設課 下水道管理グループ 浄化槽担当 電話0242-23-9507